

縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生(全体構想P 6 7)

修正前 (平成22年11月29日版)	修正案
<p><大株歩道の周回ルートについて> 往復ルートであるために生じている登山者の踏み込み等による植生の影響や登山道の混雑回避等のために、大株歩道の周回化の是非について協議を進めたい。</p> <p><利用調整及び行為規制の概要></p> <p>①目指すべき姿 利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢、溪谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。</p> <p>②利用調整区域 大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）及び歩道中央部から両側2mに含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）</p> <p>③利用調整期間 3月1日～11月30日</p> <p>④対象者 利用調整区間を通過するすべての利用者</p> <p>⑤立ち入り人数の上限 a. 日帰り利用者360人 b. 宿泊利用者60人</p> <p>※ <u>平成23年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わない。</u> <u>平成24年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に420人+200人とする。</u> <u>平成25年3月からは、420人での利用調整とする。</u> <u>ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。</u></p> <p>※ <u>昔から島民（猟師・木樵・炭焼きなど）にとって、年3回（旧暦1月16日、旧暦5月16日、旧暦9月16日）は山の神を祀る日であり、その日は山での災害を防ぐため山に入ることを禁じられていました。このため、利用調整期間中の旧暦5月16日及び旧暦9月16日は立ち入らないこととする。</u></p> <p>⑥立ち入りの承認を要しない行為 ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 ・ エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。</p>	<p><大株歩道の周回ルートについて> 往復ルートであるために生じている登山者の踏み込み等による植生の影響や登山道の混雑回避等のために、大株歩道の周回化の是非について協議を進めたい。</p> <p><利用調整及び行為規制の概要></p> <p>①目指すべき姿 利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢、溪谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。</p> <p>②利用調整区域 大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）及び歩道中央部から両側2mに含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）</p> <p>③利用調整期間 3月1日～11月30日</p> <p>④対象者 利用調整区間を通過するすべての利用者</p> <p>④立ち入り人数の上限 ア. <u>平成24年</u> a. <u>日帰り利用者360人（3連休以上の連休（最終日を含まない）時のみ560人）</u> b. <u>宿泊利用者60人</u> イ. <u>平成25年以降</u> a. <u>日帰り利用者360人</u> b. <u>宿泊利用者60人</u></p> <p>※ 平成23年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わない。 平成24年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に420人+200人とする。 平成25年3月からは、420人での利用調整とする。 ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。</p> <p>※ 昔から島民（猟師・木樵・炭焼きなど）にとって、年3回（旧暦1月16日、旧暦5月16日、旧暦9月16日）は山の神を祀る日であり、その日は山での災害を防ぐため山に入ることを禁じられていました。このため、利用調整期間中の旧暦5月16日及び旧暦9月16日は立ち入らないこととする。</p> <p>※ <u>立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。</u></p> <p>⑤立ち入りの承認を要しない行為 ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 ・ エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。</p>

⑦行為規制

- ・ サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- ・ 飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと

⑥行為規制

- ・ サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- ・ 飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと

永田浜のウミガメ (全体構想P70)

修正前 (平成22年11月29日版)	修正案
<p><利用調整及び行為規制の概要></p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。 地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。 <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 5月1日～8月31日 午後8時～翌日の午前5時</p> <p>④対象者 <u>期間内に永田浜を訪れる全ての者</u></p> <p>⑤立ち入り人数の上限</p> <p>a. 5月1日～14日：<u>立ち入りを認めない</u></p> <p>b. 5月15日～7月31日：<u>80人／1日 ウミガメ産卵観察</u></p> <p>c. 8月1日～8月31日：<u>120人／1日 子亀の放流体験</u></p> <p><u>※ ただし、修学旅行など環境学習を目的とした団体については、上記人数に関わらず、1日1団体のみ受け入れ可能とする。この場合、観察利用にあたっては、ウミガメへの影響がないように、適正な体制の下、特段の配慮を払うものとする。</u></p> <p><u>※ 平成23年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わず、平成24年から実施予定とする。</u></p> <p>⑥利用条件 永田浜ウミガメ保全協議会が開催する観察会等に参加すること。</p> <p>⑦立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 エコツアーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。 <p>⑧行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 懐中電灯等照明器具を使用すること（利用調整期間中に限る）。 カメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと（利用調整期間中に限る）。 	<p><利用調整及び行為規制の概要></p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。 地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。 <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 5月1日～8月31日 午後8時～翌日の午前5時</p> <p>④対象者 期間内に永田浜を訪れる全ての者</p> <p>④立ち入り人数の上限 (利用調整期間全体の上限) 13,860人 (一日当たりの上限)</p> <p>5月1日～14日 <u>0人／日</u></p> <p>5月15日～7月31日 <u>130人／日</u></p> <p>8月1日～8月31日 <u>120人／日</u></p> <p>※ ただし、修学旅行など環境学習を目的とした団体については、上記人数に関わらず、1日1団体のみ受け入れ可能とする。この場合、観察利用にあたっては、ウミガメへの影響がないように、適正な体制の下、特段の配慮を払うものとする。</p> <p>※ 平成23年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わず、平成24年から実施予定とする。</p> <p><u>※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。</u> <u>なお、ウミガメが産卵場所を探す時期である5月1日から5月14日については、立ち入りによってウミガメの産卵率、子ガメのふ化率減少などの影響が出るおそれがあり、自然観光資源としての資質が損なわれるおそれがあるため1日の立ち入り上限人数を0人とする。</u></p> <p>⑤利用条件 永田浜ウミガメ保全協議会が開催する観察会等に参加すること。</p> <p>⑥立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 エコツアーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。 <p>⑦行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 懐中電灯等照明器具を使用すること（利用調整期間中に限る）。 カメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと（利用調整期間中に限る）。

--	--

西部地域の生態系及び歴史的資源（全体構想P73）

修正前（平成22年11月29日版）	修正案
<p><利用調整及び行為規制の概要></p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。 限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。 <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 通年</p> <p>④対象者 観光客、営業活動により利用するガイド（釣り客、研究者、屋久島町民（利用ガイドを除く）を除く）</p> <p>⑤立ち入り人数の上限 ※ガイドを含む人数</p> <ol style="list-style-type: none"> 半山地区：25人／1日（1団体7人まで）※ 川原地区：25人／1日（1団体7人まで）※ <p>※ 平成24年3月1日から実施予定とする。</p> <p>⑥利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業活動により立ち入るガイドについては、「西部地域利用ガイド」の認定を受けた者に限る。 観光客は「西部地域利用ガイド」に同行する者に限る。 <p>⑦立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。 <p>⑧西部地域利用ガイド認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 西部地域の自然環境の価値や人との関わりの歴史を正しく理解し、その保全に取り組み、持続可能な方法で訪れる方々へそれらの大切さを伝えるガイドを認定するもの。 認定を受けるには、まず「屋久島登録ガイド」であることが条件であり、加えて、西部地域に関する講習を受講し、試験に合格することを必要とする。 西部地域利用ガイドの遵守事項として、毎年一定回数以上の環境保全活動への参加や研究者による現地講習会への出席を定める。 <p>⑨モニタリング 利用ガイドに利用時のモニタリング調査を義務づけ、年1回程度その結果を分析し、研究者との意見交換を行い、必要に応じて利用調整内容を見直す。</p> <p>⑩行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> サルやシカ等の野生動物に餌を与えること 林内に飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬・猟犬を除く）を連れていくこと 住居跡地等に所在する産業・生活遺跡に属するもの（食器、林業器具等）を持ち去ること 決められた区域以外に立ち入ること 	<p><利用調整及び行為規制の概要></p> <p>①目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。 限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。 <p>②利用調整区域 特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域</p> <p>③利用調整期間 通年</p> <p>④対象者 観光客、営業活動により利用するガイド（釣り客、研究者、屋久島町民（利用ガイドを除く）を除く）</p> <p>⑤立ち入り人数の上限 ※ガイドを含む人数</p> <ol style="list-style-type: none"> 半山地区：25人／1日（1団体7人まで）※ 川原地区：25人／1日（1団体7人まで）※ <p>※ 平成24年3月1日から実施予定とする。</p> <p>※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める</p> <p>⑤利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業活動により立ち入るガイドについては、「西部地域利用ガイド」の認定を受けた者に限る。 観光客は「西部地域利用ガイド」に同行する者に限る。 <p>⑥立ち入りの承認を要しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。 エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。 <p>⑦西部地域利用ガイド認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 西部地域の自然環境の価値や人との関わりの歴史を正しく理解し、その保全に取り組み、持続可能な方法で訪れる方々へそれらの大切さを伝えるガイドを認定するもの。 認定を受けるには、まず「屋久島登録ガイド」であることが条件であり、加えて、西部地域に関する講習を受講し、試験に合格することを必要とする。 西部地域利用ガイドの遵守事項として、毎年一定回数以上の環境保全活動への参加や研究者による現地講習会への出席を定める。 <p>⑧モニタリング 利用ガイドに利用時のモニタリング調査を義務づけ、年1回程度その結果を分析し、研究者との意見交換を行い、必要に応じて利用調整内容を見直す。</p> <p>⑨行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> サルやシカ等の野生動物に餌を与えること 林内に飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬・猟犬を除く）を連れていくこと 住居跡地等に所在する産業・生活遺跡に属するもの（食器、林業器具等）を持ち去ること 決められた区域以外に立ち入ること

屋久島町条例第 号

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、屋久島町エコツーリズム推進全体構想（以下「構想」という。）を実現するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 屋久島に在来の動植物及びその生息地又は生育地に存するその他の自然環境に係る観光資源に資するもの
- (2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源に資するもの

2 この条例において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 屋久島の価値を生み出す基盤である自然観光資源の価値を維持し、又は向上させ、エコツーリズムを永続的に発展させるために、法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他自然環境の保全に係る関係法令により自然観光資源の適切な保全及び管理を行うとともに、その持続的利用を図るものとする。

2 屋久島の自然観光資源の保全及び管理は、町長がエコツーリズムの実施の状況を監視し、その監視の結果に対し専門家による科学的な評価を加え、その評価を反映させつつ行うものとする。

3 エコツーリズムの実施に当たっては、住民、観光関連事業者、観光旅行者、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づく特定非営利活動法人、研究者等有識者、行政機関等の参加の下、自然観光資源の適正な保全と観光産業その他の地域産業との結びつきを重視した持続的な利用を永続的に将来へとつなげていくために、自然と人との共生に配慮しなければ

ならない。

(特に保護措置が必要な自然観光資源の指定)

第4条 町長は、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要がある次の自然観光資源を、特に保護措置が必要な自然観光資源として指定する。

- (1) 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生
- (2) 永田浜のウミガメ
- (3) 西部地域の生態系及び歴史的資源

(特に保護措置が必要な自然観光資源に関する規制)

第5条 特に保護措置が必要な自然観光資源を損なうおそれのある次に掲げる行為は、規制を行うものとする。

- (1) 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生に関する規制
 - ア サル、シカ等の野生動物に餌を与えること。
 - イ 飼養動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)を連れて行くこと。
- (2) 永田浜のウミガメに関する規制
 - ア 毎年5月1日から8月31日までの期間における19時30分から翌日の5時までの間に懐中電灯等の照明器具を使用すること。
 - イ 毎年5月1日から8月31日までの期間における19時30分から翌日の5時までの間にカメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと。
- (3) 西部地域の生態系及び歴史的資源に関する規制
 - ア サル、シカ等の野生動物に餌を与えること。
 - イ 飼養動物(盲導犬、介助犬、聴導犬及び猟犬を除く。)を連れて行くこと。
 - ウ 住居跡地等に所在する産業及び生活遺跡に属するもの(食器、林業器具等)を持ち去ること。

2 前項各号の行為に該当する場合であっても、屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定める行為は、行うことができる。

3 町の職員(以下「職員」という。)は、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域内において、第1項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。

4 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域への立入制限)

第6条 町長が第4条の規定により指定した特に保護措置が必要な自然観光資源

の所在する区域へは、あらかじめ町長の承認を受けた者以外は、立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であってエコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第1号）第7条各号に掲げる行為を行うために立ち入る場合については、この限りでない。

- 2 前項の承認は、第3条第2項に定める自然観光資源の保全及び管理に係る実施状況の監視及び評価に基づき、規則で定める立入人数、期間その他必要な事項の範囲内において行うものとする。
- 3 職員は、第1項の規定に違反して当該区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。
- 4 前条第4項の規定は、前項の職員について準用する。

（立入手続）

第7条 前条第1項の規定による承認の申請は、規則で定める申請書を町長に提出して行うものとする。

- 2 町長は、前項により承認をしようとするときは、当該承認を受ける者（以下「立入者」という。）に対し、規則で定める承認証を交付するものとする。
- 3 町長は、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域へ立ち入ろうとする者が、団体としての取扱いを希望する場合は、その代表者に対し、規則で定める承認証を交付するものとする。この場合、第1項の申請の手続は、当該団体の各構成員について行われたものとみなす。

（手数料）

第8条 前条の承認の申請に係る手数料は、立入者1人につき400円とする。

- 2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明その他町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（郵送料の徴収）

第9条 郵送により承認証その他の書類の送付を求める者からは、前条第1項に規定する手数料のほかに、郵送料を徴収する。

（立入手続事務に係る指定事務機関）

第10条 町長は、指定する者（以下「指定事務機関」という。）に、第7条第1項に規定する申請書の受理、第2項及び第3項に規定する事務（以下「立入承認関係事務」という。）、第8条に規定する手数料の徴収又は収納の事務及び前条に規定する郵送料の徴収の事務等の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 指定事務機関の指定（以下「指定」という。）は、立入承認関係事務を行お

うとする者の申請に基づき町長が審査し、決定することにより行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、法の規定により刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第13条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(5) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 町長は、第1項の指定をするときは、その旨を公示しなければならない。

(指定事務機関の遵守事項)

第11条 指定事務機関は、立入承認関係事務の開始前に当該事務の実施に関する規程を定め、町長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定事務機関は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定を受けた後遅滞なく）町長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定事務機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、町長に提出しなければならない。

4 指定事務機関は、町長の許可を受けなければ、その立入承認関係事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 町長は、指定事務機関が前項の許可を受けてその立入承認関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定事務機関が天災その他の事由によりその立入承認関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その立入承認関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(秘密保持義務等)

第12条 指定事務機関の職員は、立入承認関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定事務機関に対する監督命令等)

第13条 町長は、指定事務機関に対し、立入承認関係事務に関し監督上必要な命

令をすることができる。

- 2 町長は、指定事務機関が第11条第1項から第4項までの規定に違反したとき、前項の規定による命令に違反したとき、その他その立入承認関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第14条 町長は、指定事務機関に対し、その立入承認関係事務に関し報告を求め、又は職員に、指定事務機関の事務所に立入り、指定事務機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は質問させることができる。

(屋久島ガイド登録制度)

第15条 町長は、法第5条の規定により設置した屋久島町エコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)と連携して屋久島ガイド登録制度を構築する。

- 2 町長は、別に定める基準に適合するガイドを屋久島ガイドとして登録し、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に周知しなければならない。
- 3 屋久島ガイドは、別に定める事項を遵守しなければならない。

(西部地域認定ガイド制度)

第16条 町長は、第4条に規定する西部地域の生態系及び歴史的資源の適切な保護と利用を図るために、協議会と連携して西部地域認定ガイド制度を構築する。

- 2 町長は、前条第2項に規定する屋久島ガイドのうち、別に定める基準に適合するガイドを西部地域認定ガイドとして認定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に周知しなければならない。
- 3 西部地域認定ガイドは、別に定める事項を遵守しなければならない。

(広報活動等)

第17条 町長は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し観光旅行者その他の者の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第18条 町長は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(構想の公表及び見直し)

第19条 構想の変更又は廃止を行ったときは、公表する。また、実施状況について毎年度点検を実施し、見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うこととする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第5条第3項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項各号に掲げる行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、第8条の規定による手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第21条第1項の規定は、法第6条第2項の規定による認定の日から起算して30日を経過した日から施行する。

2 第6条から第14条まで及び第21条第2項の規定は、当分の間、これを適用しない。

(検討)

第2条 町長は、法第6条第2項による認定を受けた場合において、第4条から第7条の規定について速やかに検討を加え、認定全体構想に従い、必要な見直しを行うものとする。

屋久島町規則第 号

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例（平成23年屋久島町条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規制適用除外行為)

第2条 条例第5条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該地域の調査及び研究又は保全を目的とした活動のうち、あらかじめ申請を行い、許可を受けた行為
- (2) 国又は地方公共団体において、法令の規定によりその任務とされている業務に伴って行われる行為
- (3) 町が別に指定する機関が主催するウミガメ観察会及びウミガメの保護を目的とした調査活動等において、ウミガメに配慮した上で懐中電灯等の照明器具を使用する行為

(申請書)

第3条 条例第7条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、特に保護措置が必要な自然観光資源ごとに別記第1号様式によるものとする。

(申請書の受付)

第4条 申請書の受付期間は、次の各号に掲げる特に保護措置が必要な自然観光資源ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生 立ち入ろうとする日の3月前の日から前日までとする。なお、申請書は受付日時順に処理し、定員になり次第締め切る。
- (2) 永田浜のウミガメ 毎年4月1日から立ち入ろうとする日の当日の17時までとする。なお、申請書は受付日時順に処理し、定員になり次第締め切る。
- (3) 西部地域の生態系及び歴史的資源 立ち入ろうとする日の3月前の日から前日までとする。ただし、立ち入ろうとする当日の時間が12時以降の場合は、立ち入ろうとする日の3月前の日から当日の11時までとする。なお、申請書は受付日時順に処理し、定員になり次第締め切る。

(申請内容の指導)

第5条 町長は、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が、条例及びこの規則に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。

(申請書の審査等)

第6条 町長は、申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正

を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日) から起算して原則として2週間以内に審査し、処分を決定する。

(承認に関する審査基準)

第7条 承認の適否の審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 条例第5条第1項各号に規定する行為を行ったことにより処分を受けた日から5年を経過しない者でないこと。
- (2) 別表に規定する立入制限を行う区域及び期間における立入人数の範囲内であること。
- (3) エコツアーリズム推進法(平成19年法律第105号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他自然環境の保全に係る関係法令に反したことにより処分を受けた日から5年を経過しない者でないこと。

(承認証)

第8条 条例第7条第2項に規定する承認証は、特に保護措置が必要な自然観光資源ごとに別記第2号様式によるものとする。

(承認後における内容の変更手続)

第9条 条例第7条第2項の規定により承認を受けた者が申請内容を変更しようとする場合は、町長は新たな申請を行わせるものとする。この場合において、申請書の備考欄に、既に承認を受けたものの変更である旨、当該承認処分の日付及び番号並びに承認に付された条件その他必要な事項を記載させるものとする。

(違反行為の予防)

第10条 町長は、申請及び承認に関して次に掲げる方法等により違反行為の予防に努めるものとする。

- (1) 条例の趣旨周知に努めること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請及び承認の統計情報を把握すること。

(違反行為に対する措置)

第11条 町長は、申請及び承認に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 違反行為の中止を指示すること。
- (2) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条及び第241条の規定により告発の手続をとること。
- (3) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。
- (4) 違反行為の中止を指示した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急対策がとられるよう措置すること。

2 前項に規定する措置については、その経緯等を記録するものとする。

(申請手続)

第12条 条例第7条に規定する申請の手続については、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年屋久島町条例第17号）の規定の例による。

（立入承認関係事務に係る指定事務機関の指定）

第13条 条例第10条第2項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して行うものとする。

- （1）氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）立入承認関係事務を行おうとする事務所の所在地
- （3）立入承認関係事務を行おうとする特に保護措置が必要な自然観光資源の名称
- （4）立入承認関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- （2）申請者が法人である場合は、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の収支決算書類又はこれに準ずるもの
- （3）申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
- （4）立入承認関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類（身分証明書）

第14条 条例第5条第4項及び第6条第4項に規定する身分証明書は、別記第3号様式によるものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第14条までの規定は、当分の間、これを適用しない。

別記

第1号様式（第3条関係）

特に保護措置が必要な自然観光資源所在区域立入承認申請書

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例第7条第1項の規定により、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域への立入承認を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

屋久島町長 様

代表者の住所：

代表者の氏名： （記名押印又は署名）

特に保護措置が必要な自然観光資源の名称	
立ち入ろうとする日時	
立ち入ろうとする者の数	
立入りの目的	<input type="checkbox"/> 生物の観察 <input type="checkbox"/> 登山又は散策 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> その他（ ）
立ち入る巡路又は範囲	
立入りの手段	
備考	

立入承認申請書記載要領

- 1 立入申請を行う者が団体である場合は、代表者の住所及び氏名（記名押印又は代表者の署名）を記載すること。
- 2 立ち入ろうとする者の数については、立入承認を受ける者の総数を記載すること。
- 3 立入りの目的については、立ち入る目的を具体的に記載すること。
- 4 この申請は、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年屋久島町条例第17号）の規定によりインターネットによる申請に代えることができる。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

屋久島町長

印

特に保護措置が必要な自然観光資源所在区域立入承認証

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例第7条第2項の規定に基づき、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。

- 1 特に保護措置が必要な自然観光資源の名称
- 2 立入りの日時
- 3 立入りの人数
- 4 立入りの巡路又は範囲
- 5 立入りの手段

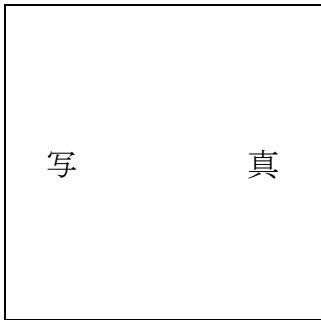
[立入りに当たっての留意事項]

- (1) 立入りをを行う場合は、登山にふさわしい服装及び装備とすること。なお、登山にそぐわないと判断した場合は、立入りを認めない場合がある。
- (2) 登山は、天候及び登山情報を把握し、自己責任を原則として行うものとする。

第3号様式（第14条関係）

第 号

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例第5条第4項及び第6条第4項の規定による身分証明書



職名及び氏名

生年月日

年 月 日

年 月 日 発行

年 月 日 まで有効

屋久島町長

